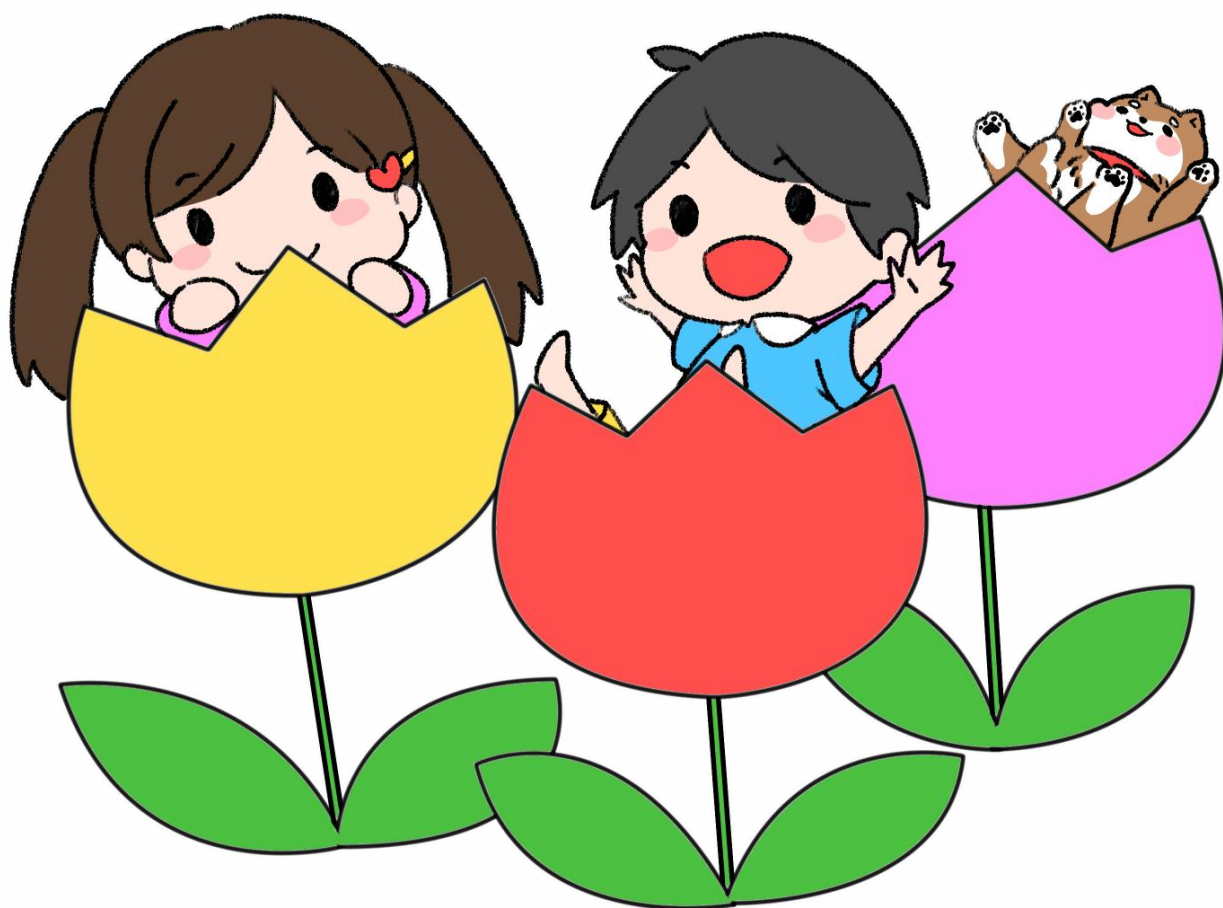


# 令和6年度 第一幼稚園 園児募集のご案内 (通常保育型・就労支援型 共通)



島本町教育委員会事務局 子育て支援課

075-962-7461

島本町立第一幼稚園

075-961-6456



**町立第一幼稚園**  
住所：島本町青葉三丁目1番1号

## 令和6年度 第一幼稚園(通常保育型・就労支援型共通)入園申込について

### 【案内等配布開始日】

令和5年11月1日(水)

※役場1階教育委員会事務局入口で配架しますので、役場開庁時間内(土日祝・年末年始を除く午前9時から午後5時30分まで)に各自でお取りください。なお、町ホームページからもダウンロードすることができます。

※窓口では、案内及び就労証明書等の要件確認書類のみ配布します。

### 【一次受付期間】

令和5年11月1日(水)から12月1日(金)まで

※上記期間内にオンラインにて申込みがされたものを一次受付とします。就労証明書等、準備に時間のかかる書類が必要となる場合がありますので、余裕をもってのご対応をお願いします。

### 【申込方法】

オンラインによる受付のみ

#### ■申込フォーム

【令和6年度入園者 町立第一幼稚園 入園申込み】

URL : <https://logofom.jp/form/8bKw/315302>

こちらのQRコードからもアクセスできます→



#### 【追加資料提出】

URL : <https://logofom.jp/form/8bKw/403778>

こちらのQRコードからもアクセスできます→



#### ■アップロードが必要な添付書類

- ・代表保護者の本人確認書類(全員)
- ・就労証明書等の要件確認書類(預かり保育料の無償化を受けられる方のみ)

※無償化の対象者等、詳細は8ページをご覧ください。

※保護者全員が保育の実施要件に該当する必要があります。

詳細は別紙「預かり保育料(日払い利用)の無償化または就労支援型幼稚園(長時間の預かり保育)を利用される方へ」をご参照ください。

### 【結果通知】

12月末までに入園可否をお知らせ(ただし、一次受付期間中の申込者に限る。)

申込数が定員に達していない場合、一次受付期間後も随時受付いたします。

入園を希望される場合、**入園希望日の5営業日前まで**にオンラインにて手続きを行ってください。

## 【注意事項】

### ■ 申込について

- ・記入漏れや添付書類不足等の不備がある場合は受付ができないことがありますので、申込内容や添付書類について十分ご確認の上でお申込みください。
- ・役場窓口及び第一幼稚園での申込書類の配布・受付は行いません。
- ・オンラインでの申込完了後、世帯員全員の個人番号（マイナンバー）確認書類※<sup>1</sup>を島本町子育て支援課へ提出してください。

※1…個人番号（マイナンバー）確認書類として有効なものは、マイナンバーカード（裏面（個人番号の記載がある面）、個人番号が記載された住民票、個人番号通知カード（ただし、通知カードに記載された氏名や住所等に変更がない方は表面、変更があった方で令和2年5月24日以前に通知カードの記載内容の変更手続きをされている方は表面及び裏面）の写しとなります。

### ■ 添付書類について

- ・就労証明書等の要件確認書類は、町ホームページに掲載及び役場窓口にて配布しております。
- ・記入した内容を訂正する場合、訂正箇所には二重線を引いて再記入してください。なお、訂正印は保護者記入欄の場合は不要ですが、各種証明欄及び証明書類の場合は証明者の印鑑が必要となります。
- ・要件確認書類は、保育所等及び学童保育室の入所（園・室）申込と同一書式となりますので、証明日から3か月以内であれば、同じものを添付しても構いません。
- ・申込後、提出した書類の記載内容等に変更が発生した場合は届出が必要です。次の期間中にオンラインにて手続きを完了させてください。
  - ① 認定区分にかかる変更のとき → 新たな認定区分の開始希望日の5営業日前
  - ② その他の変更のとき → 変更の生じた日から10日以内

### ■ 転入予定の方について

- ・島本町へ転入予定の方であっても、入園申込は可能です。ただし、入園決定は島本町内への転入手続きが完了してからとなります。
- ・関連の手続きは次の期日までに完了させてください。
  - ① 入園申込 → 入園希望日の5営業日前まで
  - ② 町内への転入届 → 10日前まで※期日までに手続きを行うことが困難な場合、子育て支援課までご連絡ください。
- ・転入後の手続きについてご案内いたしますので、住民課にて島本町への転入手続きを終えられた後に子育て支援課へお越しください。

## 問合せ先

島本町教育委員会事務局 教育こども部 子育て支援課  
連絡先：075-962-7461

## 第一幼稚園について

### 【定員】

4 歳児 102 人

5 歳児 105 人（4 歳児からの継続児を含む。）

※就労支援型幼稚園利用者を含みます。

※一次受付期間内に申込人数が上記定員を超えた場合、公開抽選を行います。

### 【対象者】

保護者と一緒に町内に住んでいる、4 歳又は 5 歳の幼児（令和 6 年 4 月 1 日時点）

※4 歳児の場合は平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれ、5 歳児の場合は平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれが対象です。

### 【費用など】

- 学級費、PTA 会費等
- 制服、制帽、通園カバン等実費

※保育料は無料です。ただし、預かり保育（日払い利用）を利用される場合は預かり保育料が、就労支援型幼稚園を利用される場合は長時間の預かり保育料が別途必要（6 ページ参照）です。なお、預かり保育料の無償化の詳細は 8 ページをご覧ください。

### 【趣旨】

教育基本法及び学校教育法に基づき、幼児を適切な環境の下で保育し、その心身の発達を助長する。

### 【教育目標】

- 豊かな心と健やかな体をもつ子どもを育む
- 他を認め、他への思いやりの心をもつ子どもを育む
- 自分で考え、自分の言葉で話し、自分の意志で行動する子どもを育む
- よりよい環境の中で、いきいきと意欲的に活動する子どもを育む

### 【教育課程時間】

通常保育日 午前 9 時 15 分 ～ 午後 2 時

水曜・短縮保育日 午前 9 時 15 分 ～ 午前 11 時 45 分

※預かり保育時間は 5 ページをご覧ください。





## 保育型等と必要な申込みについて

保育型や預かり保育の利用方法によって、必要な添付書類等が次のとおり異なります。  
 なお、いずれの申込みであっても、1ページに掲載の申込フォームから申込みが可能です。

保育型	保育の必要性	預かり保育利用方法	バス利用	無償化対象利用料	認定区分	必要な申込み・添付書類※3
通常保育型	なし	日払い	可 ※2	保育料	施設型給付 1号認定	【申込み】 ・施設型利用給付認定申請 【添付書類】 ・本人確認書類
	あり※1	日払い ※預かり保育料 無償化の申込み可		不可	保育料 ＋ 預かり 保育料※4	施設型給付 1号認定 ＋ 施設等利用給付 2号認定 (新2号認定)
就労支援型		就労支援型 幼稚園 (長時間の預かり 保育)				

※1…認定要件は7ページをご参照ください。

※2…バス通園可能地区（5ページ）にお住まいで、預かり保育を利用されない日に限ります。

※3…オンライン申込み完了後、世帯員全員の個人番号（マイナンバー）が分かる書類の提出が必要です。

※4…預かり保育料の無償化については8ページをご覧ください。

### 【本人確認書類について】

本人確認書類として有効なものは、次のとおりです。

<b>A群（写真付きの本人確認書類）</b> …次のいずれか1点の写し
マイナンバーカード（表面（個人番号の記載がない面））、運転免許証、パスポート、 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
<b>B群（写真のない本人確認書類）</b> …次のいずれか2点の写し
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

## 通常保育型幼稚園について

### 【昼食】

通常保育日は弁当持参

ただし、預かり保育希望者は、水曜日・短縮保育日・長期休業期間中等も弁当とおやつを持参してください。

### 【通園方法】

徒歩	バス
大字桜井、桜井一～四、五丁目の一部、百山、桜井台、青葉一～三丁目、水無瀬一・二丁目、広瀬一、三～五丁目、大字広瀬の一部、東大寺三丁目、高浜一～三丁目（国道171号線を横断せずに通園可能な場合）	桜井五丁目の一部、若山台一・二丁目、大字尺代、東大寺一・二・四丁目、大字東大寺、広瀬二丁目、大字広瀬の一部、高浜一～三丁目、大字大沢、江川一・二丁目（国道171号線を横断しなければ通園できない場合）、大字山崎、山崎一～五丁目

## 預かり保育(日払い利用)について

### 【預かり保育の時間及び保育料】

通常保育日	午前8時から 教育課程開始前まで (利用料100円)	教育課程	教育課程終了後から 午後4時30分又は午後6時まで (利用料300円)
水曜日・ 短縮保育日	午前8時から 教育課程開始前まで (利用料100円)	教育課程	教育課程終了後から 午後4時30分又は午後6時まで (利用料600円)
土曜日・ 長期休業期間	午前8時から午後4時30分又は午後6時まで (利用料700円)		

※行事等により、預かり保育を実施しない日もあります。

※保護者の就労等の状況により、預かり保育料が無償化の対象となる場合があります。詳細は8ページをご参照ください。

### 【土曜日の利用について】

一次受付期間内に土曜日の長時間の預かり保育の利用希望の申込みがあり、かつ、当該希望者が利用する土曜日に限り、預かり保育を実施します。土曜日の預かり保育は、保護者のいずれもが7ページの「保育の必要性の認定要件」に該当する場合のみご利用いただけます。ただし、就労を要件として土曜日の預かり保育を利用される場合、午前8時から午後6時までの間において4時間以上労働していることが要件となります。

## 就労支援型幼稚園(長時間の預かり保育)について

保護者の就労等により長時間の保育が必要な幼児を対象に、午前8時から午後6時まで長時間の預かり保育を提供するものです(日祝・年末年始(12月29日～1月3日)及び園長の指定した日を除く。)。なお、土曜日の長時間の預かり保育は、一次受付期間内に土曜日の長時間の預かり保育の利用希望の申込みがない場合、その年度における実施はありません。

### 【定員】

4歳児・5歳児合わせて50人(4歳児からの継続児を含む。)

※申込状況により、定員を変更する場合があります。

※一次受付期間内に申込人数が上記定員を超過した場合、公開抽選を行います。

### 【利用要件】

保護者のいずれもが7ページの「保育の必要性の認定要件」に該当すること。

### 【土曜日の利用について】

土曜日における長時間の預かり保育実施有無の判断のため、申込時に土曜日利用の有無を確認いたします。土曜日の利用をされる場合、利用を希望する児童が土曜日において常態的に保育を必要とするこの分かる書類の提出が必要です。なお、土曜日利用「なし」を選択された場合でも、預かり保育を実施する土曜日であって、突発的に児童の保育を必要とする状態(7ページの「保育の必要性の認定要件」記載の要件のいずれかに、保護者のいずれもが該当するとき)であれば、土曜日もご利用いただけます。ただし、就労を要件として土曜日の預かり保育を利用される場合、午前8時から午後6時までの間において4時間以上労働していることが要件となります。

### 【預かり保育料】

日額450円

※無償化により日額450円(月額上限11,300円)までの預かり保育料が無料となります。詳細は8ページをご確認ください。

### 【昼食・おやつ】

弁当及びおやつ持参

### 【通園方法】

徒歩通園





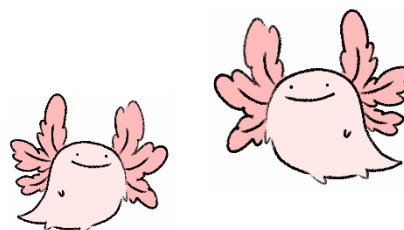
## 保育の必要性の認定要件

保護者のいずれもが、次のいずれか要件に該当する必要があります。

事由	内容	認定の有効期間
就 労	月に64時間以上労働することを常態としていること	対象児童の小学校就学まで
妊娠・ 出産	妊娠中であるか、又は出産後間もないこと	認定起算日から出産日の8週間後の翌日が属する月の末日まで※1
疾病・ 障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	対象児童の小学校就学まで（医師等の証明期間に基づく期間内）
介護・ 看護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護し、又は看護していること	対象児童の小学校就学まで（介護及び看護が継続している期間内）
求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること	認定起算日から60日が経過する月の末日まで。ただし、やむを得ない事由がある場合は90日が経過する月の末日まで
就 学	就学（職業訓練を含む）していること	保護者の卒業の日が属する月の末日まで
育 児 休 業	育児休業取得時、既に第一幼稚園の預かり保育を利用しており、預かり保育の継続利用が必要であること※2	認定起算日から育児休業の対象となる子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで。ただし、やむを得ない事由がある場合は、育児休業の対象となる子どもが2歳に達する日の属する月の末日（2歳に達する日が1月1日から3月31日までの間にあるときは、その年度の末日）まで
災害 復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間内）
虐待・ DV	虐待やDVのおそれがあること	対象児童の小学校就学まで（事由に必要な期間内）
その他	上記以外に保護者が当該児童を保育することができない事情がある場合※必ず事前に子育て支援課へご相談ください	町長が必要と認める期間

※1…妊娠中かつ保育を必要とする状態（妊娠に伴う体調不良により保育ができない等）である場合、認定を受けることが可能となります。ただし、産前6週前の日の翌日が属する月の初日から（多胎児妊娠の場合は、産前14週前の日の翌日が属する月の初日から）は保育を必要とする状態であるとみなします。

※2…第一幼稚園入園と同時に取得した育児休業を要件としての認定はできません。



## 預かり保育料の無償化について

### 預かり保育料(就労支援型・日払い)の無償化について

#### 【対象者】

保護者のいずれもが「保育の必要性の認定要件」（7ページ参照）に該当すること  
（就労支援型幼稚園をご利用の方は全員対象となります。）

#### 【無償化上限額（給付限度額）】

その月の預かり保育の利用日数×450円（月額上限額11,300円）

ただし、その月の預かり保育の利用実績額と、上記計算式により算出したその月の給付限度額を月ごとに比較して少ない方が給付額となります。

#### ■就労支援型幼稚園をご利用の方の場合

預かり保育料が日額450円で、日額450円（月額上限11,300円）までの預かり保育料が無償化対象となるため、その月の長時間の預かり保育の利用日数が25日以内の場合は預かり保育料を支払う必要はありません。26日以上の場合はその月の預かり保育料と月額上限額との差額が後日請求されます。

- ・月25日以内の利用の場合  
→ 当月の預かり保育料は無料
- ・月26日以上の利用の場合  
→ 次の計算式で求められる預かり保育料が発生

（当月の長時間の預かり保育の利用日数×450円）－11,300円

#### ■預かり保育（日払い利用）をご利用の方の場合

預かり保育料は、日払いでお支払いください。

後日（3か月に一度の予定）保護者から請求書を提出するにより、島本町から無償化対象となる預かり保育料を口座に振り込みます。

なお、就労支援型幼稚園を利用される方が預かり保育料の負担額が安くなる場合があります。

（例）ある月に、預かり保育600円/日を4日、（100円+300円）を2日、700円/日を4日利用した場合

（利用実績額）2,400円+800円+2,800円=6,000円 …①

（給付限度額）（4日+2日+4日）×450円=4,500円 …②

無償化給付額は、

利用実績額①>給付限度額②のため、少ない方である4,500円

## 預かり保育料の免除について

次のいずれかに該当される場合、預かり保育料が免除となります。

- ・市町村民税所得割額<sup>※1</sup>77, 101円未満の世帯に属する子ども
- ・第3子（小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に第1子、第2子、第3子と数えます。）以降に該当する子ども

※基本的には保護者の課税額の合計額を参照しますが、保護者以外の同居親族（祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合には保護者以外の同居親族（祖父母等）の課税額も合算いたします。

※4～8月分までは令和5年度、9～翌年3月分までは令和6年度の課税額を参照いたします。

令和5年1月1日時点で島本町に住民票を有しており、所得の申告がお済みの場合は手続き等不要です。免除対象者の方へは、子育て支援課より通知いたします。

次のいずれかに該当する場合は市町村民税の所得割額を証明する書類の提出が必要です。書類の提出がない場合、免除要件に該当されていても免除することができませんのでご注意ください。

### 令和5年1月1日時点で島本町外(国内)に住民票を有されていた方

令和5年1月1日時点で島本町外（国内）に住民票を有されていた方のうち、保護者の令和5年度市町村民税所得割額<sup>※1</sup>の合算額が77, 101円未満の方は、次のいずれかの書類について保護者全員分を提出してください。

いずれも、令和5年1月1日時点でお住まいの市町村から発行される書類です

- ・「令和5年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」
- ・「令和5年度 個人市町村民税納税通知書」
- ・「令和5年度 課税証明書（個人市町村民税）」

### 令和6年1月1日時点で島本町外(国内)に住民票を有されていた方

令和6年1月1日時点で島本町外（国内）に住民票を有されている方のうち、保護者の令和6年度市町村民税所得割額<sup>※1</sup>の合算額が77, 101円未満の方は、次のいずれかの書類について保護者全員分を、発行され次第提出してください。

いずれも、令和6年1月1日時点でお住まいの市町村から、同年6月頃より発行される予定の書類となります。

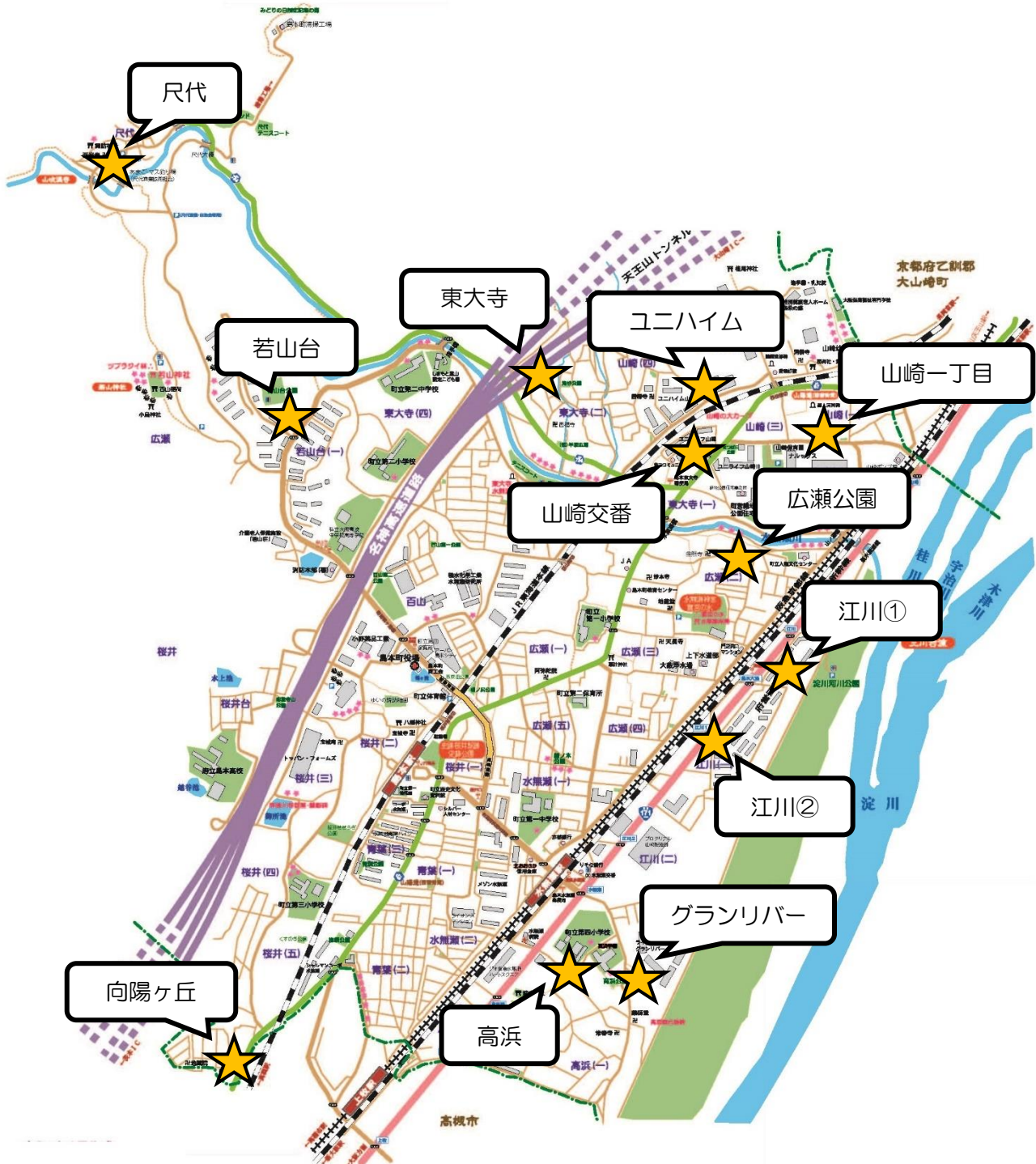
- ・「令和6年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」
- ・「令和6年度 個人市町村民税納税通知書」
- ・「令和6年度 課税証明書（個人市町村民税）」

### 令和4年1月1日以降に海外勤務をされていた期間のある方

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に海外勤務をされていた期間のある方は、給与証明書（海外勤務者用）を提出していただく場合がありますので、該当される方は子育て支援課までご連絡ください。

※1…配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、寄附金税額控除、配当割額及び株式等渡所得割額の控除を適用する前の税額を適用します。

## 令和6年度 第一幼稚園バス停留所(案)



※通常保育型幼稚園利用者のうち、バス通園可能地区にお住まいの方が対象（ただし、預かり保育利用日を除く。）です。  
※年度当初に利用希望者がいないバス停留所は、運用しない場合があります  
※バスルート及び運行時刻表は、年度ごとに見直します。

